

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 徴収基準額表

階層 区分	世帯の階層(細)区分			徴収基準 月額	徴収基準 加算月額
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯 (単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)による支援給付受給世帯			円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			1,100	110
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯			2,250	230
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額3,000円以下	D1 階層	2,900	290
		3,001 ～ 5,800 円	D2 "	3,450	350
		5,801 ～ 8,700 円	D3 "	3,800	380
		8,701 ～ 13,000 円	D4 "	4,250	430
		13,001 ～ 17,400 円	D5 "	4,700	470
		17,401 ～ 22,400 円	D6 "	5,500	550
		22,401 ～ 28,200 円	D7 "	6,250	630
		28,201 ～ 58,400 円	D8 "	8,100	810
		58,401 ～ 75,000 円	D9 "	9,350	940
		75,001 ～ 96,600 円	D10 "	11,550	1,160
		96,601 ～ 121,800 円	D11 "	13,750	1,380
		121,801 ～ 175,500 円	D12 "	17,850	1,790
		175,501 ～ 221,100 円	D13 "	22,000	2,200
		221,101 ～ 380,800 円	D14 "	26,150	2,620
		380,801 ～ 549,000 円	D15 "	40,350	4,040
		549,001 ～ 579,000 円	D16 "	42,500	4,250
		579,001 ～ 700,900 円	D17 "	51,450	5,150
		700,901 ～ 849,000 円	D18 "	61,250	6,130
		849,001 ～ 1,041,000 円	D19 "	71,900	7,190
		1,041,001 以上	D20 "	全 額	左の徴収基準 月額の 10%。 ただし、その 額 が8,560円 に満たない場 合は8,560円